

一般社団法人日本ハンドラップ協会 会員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は一般社団法人日本ハンドラップ協会（以下、当法人という）定款第5章「会員」で規定する（正会員、一般会員、賛助会員）について必要な事項を定める。

(本規則の範囲)

第2条 本規則は、当法人に会員として入会したものが、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

(会員の種類と資格)

第3条 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員当法人の目的に賛同し、当法人の会員となった個人
- (2) 一般会員当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人または団体
- (3) 賛助会員当法人の事業に賛助するために入会した個人または団体

(入会申込)

第4条 当法人の会員として入会を希望する個人もしくは団体は、当法人の代表理事宛に電子メールを送付して入会申込みを行う。

(入会審査)

第5条 入会申込みがあった場合は、当法人の代表理事が入会の承認をするか否かを決定する。

2.入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会の申込者に対し、質問やその他必要な資料の提出を求めることがあります。

3.当法人は入会申込者に対し、第1項の代表理事の決定を電子メールにて通知する。入会承認者に対しては会員番号を通知する。

4.当法人になった場合も、以下の行為が認められた場合、入会申込みの承認を取り消すことがある。

- (1) 入会申込の内容に、虚偽の記載、誤記、記入漏れなどがあった場合
- (2) 入会申込後、一定の期間が経過しても会費の納入がされない場合
- (3) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、当法人が会員と認めるのに不適当と判断した場合

(入会金と会費等)

第6条 会員はその種別ごと会費を納入しなければならない。会費は年会費とし、毎年支払うこととする。

- (1) 正会員年会費 12,000 円
- (2) 一般会員年会費 6,000 円
- (3) 賛助会員年会費 20,000 円

※ただし、賛助会員については、バナースポンサーなどについては別途相談するものとする。

(入会金の及び会費の支払い)

第7条 会員は第6条に定める入会金及び初年度の会費を、会員承認後2週間以内に下記口座に払うものとする。

2.年会費は、毎年入会した月の月末までに、当法人からの案内に沿って支払うものとする。

(会員の特典)

第8条 会員は第6条に定める年会費を支払うことで、下記の特典を得られるものとする。

- (1) 正会員ハンドラップ資材の割引、講習会の優先案内および割引、現場の業務斡旋
- (2) 一般会員ハンドラップ資材の割引、講習会の優先案内および割引
- (3) 賛助会員ウェブやパンフレットの掲載

(会員の資格の喪失)

第9条 各会員は次の各号のいずれかに該当する場合、資格を喪失する。

- (1) 死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき、または破産、解散したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき
- (3) 公序良俗に反する事由が発覚したとき
- (4) 反社会的勢力とのつながりが証明されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

第3章 会員情報

(会員情報の管理)

第10条 会員情報は会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に保管する。